

令和4・5年度瀬戸市アーティスト活動支援事業
～ せともんアーティスト in newnormal ～
募集案内

1 趣旨

エネルギーや原材料等の価格高騰及び新型コロナウイルス感染拡大により、収益の悪化や、公演や展示等の活動機会を失った瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしているアーティストの活動継続を支援するため、感染症対策を実施しながら行う文化芸術活動を支援し、本市の文化芸術の振興を図ることを目的とします。

2 募集期間

令和5年1月5日（木）～令和5年2月28日（火） 必着

※予算の上限に達した場合は、前年度に交付していない方を優先します。

3 助成の内容

助成率は2/3以内、助成限度額は30万円

助成金の算定にあたっては、入場料等の収入は助成対象経費から引く必要はありません。ただし、予算書の収入と支出の合計額が一致するようにしてください。

4 交付対象者

- (1) 瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしている（自身に関わる文化芸術活動の過半が市内で行われていること）アーティストで、個人又はグループ（ただし、法人格を有するものを除く。）であること。
- (2) 文化芸術活動により対価を得ており、過去1年以上継続して文化芸術活動を行っていること（ただし、趣味としての文化芸術活動は除く。）。
- (3) グループの場合は、瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしているアーティストを1名以上含むこと。
- (4) 文化芸術基本法第8条から第12条に列挙されている以下の分野で活動していること。
文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画、漫画、アニメーション、コンピュータ、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、茶道、華道、書道、食文化、囲碁、将棋等
- (5) エネルギーや原材料等の上昇及び新型コロナウイルス感染症により、アーティスト活動に影響を受けていること。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 交付対象外
ア 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
イ 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人をいう。ただし、上記アに規定するものを除く。）に該当するもの
ウ 瀬戸市又は公益財団法人瀬戸市文化振興財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されているもの又は支給を予定されているもの

5 対象となる活動

- (1) 個人又はグループが実施する若しくは出演・出展するものであり、広く公開するものであること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行った文化芸術活動であること。
- (3) 文化芸術活動は、上記「3 交付対象者(4)」に掲げる分野であること。
- (4) 文化芸術活動の実施が令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に実施するもの。

(例) 作品展示会、コンサート、ワークショップなどのほか、作品・公演の動画配信等、オンライン上で行う事業も対象となります。

6 対象とならない活動

- (1) 瀬戸市又は公益財団法人瀬戸市文化振興財団から補助金、助成金、助成金、委託費等が支給されているもの又は支給を予定されているもの
- (2) 応募者以外の作品を無断で利用する等、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (3) 特定の企業名等の宣伝・広報を主な目的とするもの
- (4) 展示物、制作物等を販売することのみを目的とするもの
- (5) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (6) 寄附又はその勧誘を主な目的とするもの
- (7) 宗教的又は政治的な宣伝・主張が含まれるもの
- (8) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ等公序良俗に反するもの
- (9) 応募者・関係者名を偽った応募をしたもの
- (10) 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの
- (11) 前各号に規定するもののほか、瀬戸市長が助成事業とすることが不適切であると認めるもの

※ 著作権等権利関係については、応募者でご対応いただきます。

7 助成対象経費

当該事業に実施に直接必要となる以下の経費で、令和5年1月1日以降から申請事業実施期間内に支出するもの。事業実施期間外に生じた経費は原則対象になりませんのでご注意ください。

また、領収書により支払いが確認できないものは、助成の対象外となりますのでご注意ください。

なお、判断に迷う場合は事前にご相談ください

項目	細目	対象経費の例
賃金	賃金	○事業のために臨時に雇用するスタッフ等（アルバイト等）
報償費	報償費	○出演（申請者・申請団体除く）、指導、講師、司会、通訳、翻訳等への謝金
旅費	旅費	○出演者、講師等の移動に要する交通旅費、宿泊費 ○準備、リハーサル、本番の会場等への移動に係る経費 (注)最も経済的な方法に限る
需用費	印刷製本費	○事業ポスター、チラシ、プログラム、入場券等の印刷 ○コピー代 等
	光熱水費	○作品制作にかかるガス代、水道代、電気代等
役務費	通信運搬費	○郵便料、送料、楽器等の運搬費
	手数料	○振込手数料 ○クリーニング代 等
	保険料	○イベント保険、作品保険 等
委託料	委託料	○会場の設営・撤去費、音響・照明費、看板作成費、動画配信作業 等
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	○会場使用料（練習・稽古・付帯設備費を含む） ○器材・衣装・楽器・台本等の借上料 等 ○著作権使用料、フィルム使用料 等
原材料費	原材料費	○原料及び材料費作品を作るための陶土、木材等の購入費 等
コロナ対策費	コロナ対策費	○消毒液・マスク 等 ※コロナ対策費の上限は2万円です。 2万円を超える場合は助成対象外経費に計上してください。

社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費は対象外経費とします。

【例】職員給与（充当含む）、事務所維持費（光熱水費、電話代等を含む）、事務機器・事務用品等の購入・借用費、航空・列車等の特別料金（ファースト・ビジネスクラス、グリーン料金等）、タクシー代、印紙代、作品購入費、交際費・接待費、手土産代、レセプションパーティーにかかる経費、打ち上げ費、飲食にかかる経費（食材費も含む。）、記念品代、賞品・賞金代、施設整備費、備品購入費 等

※ これらの経費は外部委託した場合についても計上できません。

8 応募方法

申請は、1申請者につき1事業とします。

※別事業であれば、第1期に応募した者が第2期以降に再度応募することも可能です。

(1) 提出書類

次のものを全てそろえ、期日までに提出してください。

- ア 助成金交付申請書
- イ 申請者に関する資料（任意の様式）

助成金交付申請書に記載した活動実績の中で過去1年間に関する契約書、領収書、チラシなど活動実績を示す資料

※ 過去1年間全ての活動履歴の証明は必要ありません。

(2) 提出方法

あいち電子申請システム

下記の URL より必要書類を添付の上ご応募ください。電子申請システムを使用できない方は(3)その他にある提出先 E メールアドレスまでお送りください。



応募用 URL

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-seto-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=63725

(3) その他

ウ グループとして応募する場合は、瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしているアーティストを申請代表者とし、その申請代表者が提出書類をまとめて提出してください。

【提出先住所】

〒489-0884
愛知県瀬戸市西茨町113番地の3
瀬戸市アーティスト活動支援事業事務局 宛て

【提出先Eメールアドレス】

setoartinnewnormal@gmail.com

(Eメールの件名「瀬戸市アーティスト活動支援事業（個人名又はグループ名）」)

9 審査及び通知

(1) 書類審査

提出書類については、本募集案内、応募規約及び交付要綱に基づく要件に満たしているかについて審査を行います。審査にあたり内容の確認のためにお問い合わせをさせていただく場合がありますのでご承知ください。

(2) 審査結果

- ア 全ての応募者に対して書面及びメールにて通知いたします。
- イ 審査結果は、令和5年3月31日までに通知いたします。
- ウ 審査内容についてはお問い合わせいただいてもお答えすることができません。

10 採択された文化芸術活動の実施

(1) 活動上の注意点

ア 活動に取り組む際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めてください。

イ 広報活動を行う場合は、瀬戸市アーティスト活動支援事業の助成を受けて実施していることを明記してください。明記していない場合、広報にかかる費用は補助対象外となる場合があります。

ウ 映像作品は動画共有サービス「YouTube」や SNS 等を利用し、配信してください。

※ただし、既に実施済みの場合は除く。

(2) やむを得ない事情により、企画応募時から内容やグループ構成員を変更する場合や企画を中止する場合などは、速やかに事務局まで報告してください。

11 文化芸術活動の成果報告

- (1) 文化芸術活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月6日のいずれか早い日までに、文化芸術活動の事業実績報告書を提出してください。
- (2) 文化芸術活動実施後には実施の様子・内容がわかるもの（動画・画像データなど）を事業実績報告書に添付し提出してください。
- (3) 活動内容が画像データでは伝わらないと判断された場合は、動画等のほかのデータで提出してください。
- (4) 事業実績報告書の提出方法は後日お知らせいたします。

12 成果報告の審査及び公開

(1) 書類審査

事業実績報告書については、本募集案内、応募規約及び交付要綱に基づく要件に満たしているかについて審査を行います。審査にあたり内容の確認のためにお問い合わせをさせていただく場合がありますのでご承知ください。

(2) 審査結果

ア 書面及びメールにて通知いたします。

イ 審査内容についてはお問い合わせいただいてもお答えすることができません。

(3) 公開

交付対象活動をウェブやSNSで公開する予定です。

※ウェブやSNSで公開される内容には、事業の紹介やアーティストのプロフィールも含まれます。

(4) その他

本募集案内、応募規約及び交付要綱に違反する事項が確認された場合など、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

13 助成金の交付

(1) 手続き

助成金の交付決定通知書を受領後、助成金交付請求書を提出してください。

(2) 支払い方法

助成金交付請求書等を受領後、各人の口座に速やかにお支払いします。

14 問い合わせ先

瀬戸市地域振興部文化課（〒489-0884 瀬戸市西茨町113番地の3）

電話番号：0561-84-1093 FAX番号：0561-85-0415

Eメール：setoartinnewnormal@gmail.com

参考：第1期募集の応募から支払いまでの主な流れ

